

# 甲府市立北中学校 学校生活のきまり

## 【北中生徒のめざすもの】

- 学力や能力の向上のために、自ら意欲的に学習に取り組むことのできる生徒
- 物の見方、感じ方、考え方がより深く、より広くできる生徒
- 爽やかな身だしなみ、明るく挨拶ができ、礼儀正しくできる生徒
- 友だちを思いやり、痛みのわかる心をもった生徒
- 生命を尊び、たくましい精神力と強い体力をつくるとともに、安全な学校生活をおくることのできる生徒
- 学校の施設・設備を有効に活用するとともに、公共物を大切に扱うことができる生徒

## 「自主管理」について

- 【基本的な考え方】 「自主管理」とは 個や集団において
- 進んで 学習に取り組むこと（家庭学習も含めて）
  - 進んで 自分の役割を果たすこと
  - 進んで 学校生活や社会生活の中でのルールやマナーを身につけること
  - 進んで 自立した健康管理を行うこと

そして、自分や集団の姿を常に振り返り、よりよく向上していこうとする態度を身につけること

## 北中の伝統は『自主管理』

学校教育目標「個性豊かな民主的实践人」を自主管理によって実践しよう！

### 1 生活上のきまり

- (1) 始業時刻に遅れないように登校する。
- (2) 欠席・遅刻の場合、8時05分までに保護者が連絡する。（Google Forms）
- (3) 下校時刻を守り、すみやかに帰宅する。
- (4) 登校後は校外に出ない。
- (5) 自転車通学は許可者のみとする。

### 2 服装のきまり

- (1) 制服は、学校で決めた標準服とする。
- (2) 体育着は、学校指定のものとする。
- (3) 上履きは、学校指定のものとする。
- (4) 制服には名札をつける。所持品には記名する。
- (5) かばんは、学校指定のものとする。

### 3 頭髪のきまり

男女ともに、中学生らしい清潔な頭髪とする。

### 4 その他

相談したい点については、生徒指導主事または担任に相談する。

疑問な点、不明な点については、学校の判断に従う。

## 『細則』

### 1 生活のきまり

- (1) 始業時刻：8時15分（8時10分登校）  
下校時刻：16時35分（16時25分活動終了）
- (2) 登校後、校外に出る時は担任の許可を得る。
- (3) 自転車の許可基準は、北中学区で、学校より直線距離2km以遠のものとする。（その他、事情により許可される場合もある。）※自転車通学者は必ずヘルメットを着用する。

## 2 服装のきまり

### (1) 制服について

#### 〈男子〉

冬季（冬服）－標準型の黒詰襟学生服上下。学生服の下に白ワイシャツを着る。

夏季（夏服）－白ワイシャツ（開襟シャツ、半袖も含む）標準型の黒ズボン

- ・黒または茶色のベルトを着用する。

#### 〈女子〉

- ・スカート丈（長さ）は、膝頭がかくれる程度の長さにする。

#### 〈共通〉

- ・制服は正しく着用する。
- ・制服の下に着るものは、派手でないものとする。

### (2) 体育着について

- ・名札に氏名を書き、体育着につける。（右図）
- ・体育着の着方については、体育科と協力して行う。



### (3) はき物について（かかとを踏まない。）

- ① 上ばき（体育館ばき兼用）は、学校指定のものとし、かかとに氏名を書く。
- ② 下ばきは、白・黒・紺・グレーを基調とした派手でない運動に適した靴を履く。
  - ・運動（体育の授業など）に適するもの。
  - ・厚底靴等、運動に不適切なものははかない。
  - ・ハイカットは運動に適さないので不可。
- ③ 靴下は白・黒・紺・グレーの単色を基調とした派手でないものとする。
  - ・ハイソックスはよいが、ルーズソックスや、くるぶしの見えるソックスははかない。

### (4) 名札について

名札は、学校指定のものとし、制服の左ポケットの上端に四隅を縫い付ける。夏服はスナップでニカ所をとめてもよい。

### (5) かばんについて

学校指定のものを使用する。他の生徒のかばんと間違えないよう目印をつけてもよい。

### (6) 防寒着（コート類）について

- ① 防寒着は、黒・紺・グレー・ベージュ・白を基調とした無地のものを着用してもよい。
  - ・部活で購入したものは、校内での活動や、防寒着として着用できる。ただし、購入を奨励するものではない。
  - ・華美である物、ファー・ベンチコートは不可。
  - ・暖かいときは脱いだりするなど、自分で考えて自己管理ができるようにする。
- ② 膝掛けは、防寒対策をしっかりとした状態で担任に申し出て使用する。
- ③ その他
  - ・1年生には、新規購入をする際の注意点を事前に指導しておく。
  - ・手袋、マフラー、ネックウォーマーの使用時期や色についての規定はない。（室内での使用は不可）

## 3 その他

- ・頭髪は、変色、加工（変形）は行わない。
- ・整髪料（ムース・ジェル・ワックスなど）はつけない。
- ・長い髪は、活動に支障がないように編むか束ねる。髪を束ねるときは、黒・紺・茶色の細めのゴムや細い黒ピンまたは、6cm程度以下のパッチン留めを使用する。  
(長い髪とは、肩に掛かっているかそれ以上)
- ・化粧及び眉毛・まつげの加工はしない。
- ・リップクリームや制汗剤等は、透明で匂いのないものとする。

※ R5. 12…細則2(2)、3について一部改訂しました。

※ 細則については、学友会や保護者会から意見を求めながら、適時検討を進めていきます。